様式第4（第6条関係）

騒音の防止の方法変更届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　 日

三浦市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び住所並びに法

　　　　　　　　届出者　人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 |  | ※　整理番号 |  |
| 工場又は事業場の所在地 |  | ※　受理年月日 |  年 月 日 |
|  △騒音の防止の方法 | 変更前 | 変更後 | * 施設番号
 |  |
| 別紙のとおり。 | ※　審査結果 |  |
| ※　備考 |  |

備考　１　騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表13）

別紙

騒音の処理方法概要書

 （単位 デシベル）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発生源である施設等 |  |  |  |   |  |
|  |  |  |   |  |
|  |  |  |   |  |
| (A)発生源での騒音レベル |  m  dB |  m  dB |  m  dB |  m  dB |  |
| 騒音対策による減衰値 | (B)音源対策による減衰 |  |  |  |   |
| dB | dB | dB |  dB |
| 音源対策の内容 |  |  |  | 　　　　　　　 |
|  |  |  | 　　　　　　　 |
| (C)距離減衰 |  m dB  |  m dB |  m dB |  m  dB |
| (D)建屋による減衰 |  |  |  |   |  |
| dB | dB | dB |  dB  |  |
| (E)防音対策による減衰 |  |  |  |   |  |
| dB | dB | dB |  dB |  |
| 防音対策の内容 |  |  |  | 　　　　　　　 |  |
|  |  |  | 　　　　　　　 |  |
| (F) |  |  |  |   |  |
| 減衰値合計 |  |  |  |   |  |
| (B) +(C) +(D) +(E) | dB | dB | dB |  dB |  |
| 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号 |  |  |  |   |  |
|  |  |  |   |  |
| 敷地境界線上の騒音レベル予測値　　(A)－(F) |  |  |  |   |  |
| dB | dB | dB |  dB |  |
| 施設の使用時間 | 　　時　分～　　　時　分 | 　　時　分～　　　時　分 | 　　時　分～　　　時　分 | 　　時　分～　　　時　分 |  |
| 当該事業所に適用される規制基準 | 【午前8時から午後6時まで】 | 【午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで】 | 【午後11時から午前6時まで】 |  |
|  dB | 　　　　　 　　　 dB |  　 　　　 　 dB |  |
| 添付書類 | [ ] 　発生源での騒音レベルの根拠を明らかにする書類[ ] 　施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面[ ] 　音源対策、建屋又は防音対策による減衰の根拠を明らかにする書類 |  |
|  |

備考　１　発生源である施設等の欄には、同じ型式の施設を複数台設置する場合は、施設の数だけ記入してください。

２　音源対策の内容の欄には、防音カバー、消音器の設置等の騒音を減衰させる方法を具体的に記入してください。

３　距離減衰の欄には、発生源の騒音レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。

４　防音対策の内容の欄には、防音壁、吸音板の設置等の騒音の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。

５　規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号の欄には、発生源の騒音が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。

６　添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。